

申 入 書

2016年10月14日

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル4階

植田法律事務所

THEペット法塾代表

弁護士 植 田 勝 博

電話06-6362-8177、FAX06-6362-8178

申入の趣旨

現在、貴県では、2016年5月から約半年、炭酸ガス（二酸化炭素）での殺処分は止まっています。

現在、県内それぞれの県動物愛護センター本所・支所で注射による致死処分を行なっています。

この現状から、動物に多大な苦痛を与えることに戻す炭酸ガスによる殺処分の再開は今後しないことを求めます。

申入の理由

- 1 国内で、改正動愛法に基づき、犬猫殺処分ゼロを目指し、出来る限り収容動物に生きるチャンスを与える努力が各行政でなされ、犬殺処分ゼロを達成した行政も数年来いくつか出ております。しかし、兵庫県（中核市、政令指定都市以外の地域）は、収容動物の譲渡が極めて少なく、殺処分数の多い県です。

2 法律上の殺処分の根拠は、現在において、明らかな根拠はありません。

遺失物法に違反しています。狂犬病予防法は防疫法で、狂犬病に罹患していない犬猫は対象ではありません（10ヶ月以内の犬は免疫力があて除かれる）。動物愛護法には殺処分を認める規定はありません。狂犬病予防法では、殺処分要件を具体的に規定していますが、動物愛護法には殺処分を認めるための要件規定はありません。

旧動管法（動物の管理と保護に関する法律）において、行政は犬猫をゴミとして捕獲して処分し焼却する運用をしてきたものです。

法律上の根拠が無いのは、動愛法44条1項のみだりな殺処分の犯罪行為です。

遺失物法は、所有者探しをする法律ですが、これを無視した行政は、不法に所有者の権利を侵害する許されない犯罪行為です。

3 兵庫県では42億円の動物愛護センターを建築して社会から高い評価を受けましたが、実質は、その殺処分率は全国でも有数の殺処分県（約95%余）でした。その姿勢は現在まで継続され、そもそも生かす行政はされてきませんでした。

4 これに要する人材、経費予算は膨大なものを要してきました（設備の維持費、県域が広く、距離が離れた各支所から捕獲した犬猫を週数回、殺処分場へ運搬をする。その組織の維持費と業務の経費）。

犬猫の殺処分行政は、殆どが人に飼われてきた犬猫が、数匹から20匹程度ずつ、恐怖の中でステンレスの追い込み通路から狭い「ドリームボックス」に追い込まれ、炭酸ガスで約15分から、子犬子猫は45分の長時間を要して、窒息死で殺処分をされ、その後、焼却されていきます。動物は恐怖の中で殺されていきます。そこで働く行政職員は、殺すことの苦痛と、自分の子供にも仕事内容を説明できない苦痛を味わってきました。「人の迷惑を除く仕事」というのが唯一の支えですが、何故、命まで奪うのか、「棄てる人、迷惑だという人は、その動物を自分の手で殺せ」、これが行政職員の気持ちです（雑誌「Days, Japan」の行政職員の声）。

5 動物愛護法

動物愛護法平成24年改正法は、目的（1条）と基本原則（2条）で、動物の福祉、虐待や遺棄を禁止する規定を追加し、動物の命、人と動物の共生を基本原則とし、動物の健康、安全、福祉をはかるとの規定の追加がされました。所有者、占有者に終生飼養義務を課し、繁殖制限の規定をおき（7条）、動物取扱業者に対して、動物の健康と安全を保持する義務と終生飼養義務を課し（21条の2、22条の4）、飼主に対して、終生飼養義務と犬及び猫のみだりな繁殖制限の規定をしました（37条1項）。

改正法35条は、終生飼養義務などを前提に、行政の引取義務に制限を加え、「所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努める」とともに、「所有者がいないと推測されるもの」「所有者から引取りを求められたもの」「所有者の発見ができないもの」については、その飼養を希望する者を募集し、譲り渡すよう努める、とします（35条4項）。

同改正法付帯決議は次のとおりです。

「犬猫の引取り数の減少が殺処分頭数の減少に寄与することに鑑み、引取りの要件を厳格化し、引取りを繰り返し求める者や不妊去勢手術を怠ってみだりに繁殖させた者からの引取りを拒否できるようにするなど、引取数の更なる減少を目指すこと。また、飼い主の所有権放棄により引き取られた犬猫も譲渡対象とし、インターネットの活用等により譲渡の機会を増やすこと等を通じて、殺処分頭数をゼロに近付けることを目指して最大限尽力するよう、各地方自治体を指導すること」の決議がされました（付帯決議6項）。また、「飼い主のいない猫に対して、官民をあげて不妊去勢手術の推進を図ることや、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう、各地方自治体を指導すること」の決議がされました（付帯決議8項）。

「犬猫等収容施設の拡充、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の促進など、地方

自治体に対する財政面での支援を拡充すること」の決議がされました（付帯決議11項）。

- 6 殺処分ゼロをめざす法制度において、更に、動物を非常に苦しめる二酸化炭素での殺処分は動愛法の趣旨からも違法の疑いがあり、多くの行政では行わなくなってきました。

兵庫県のみがこれに反する行政を続けることは困難と考えざるをえず、今後は、殺処分を大きく減らすことが求められる兵庫県において、旧態依然の殺処分場を再開することは、その必要性も、殺処分数の大きな減少と早晚不要となるべきものというべきで、財政上も明らかに、税金の無駄遣いの設備の維持と運営であるところからも不適切と考えられます。

- 7 首都東京都も2020年オリンピックに向け、殺処分ゼロを目指しており、兵庫県におかれましては、法律遵守の下、収容動物のみだりな殺処分は決して行わないよう求めます。特に動物を長時間苦しめる二酸化炭素による殺処分の再開はしないよう強く求めます。

併せて、知事からの、兵庫県の、本件及び今後の動物行政についてのご回答を求めます。